

# せいかつ ほ ご あんない 生活保護のご案内

～生活に困っておられる方へ～



## せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度とは

生活に困っているすべての人々に対して、その困っておられる状況と程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように手助けすることを目的とした制度です。

私たちの一生の間には、病気や高齢、事故、その他いろいろな事情で生活が苦しくなることがあります。そのようなときに必要な援助を行い、再び自分自身の力で生活していけるようお手伝いするのが、生活保護制度です。

# 生活保護を受けるには

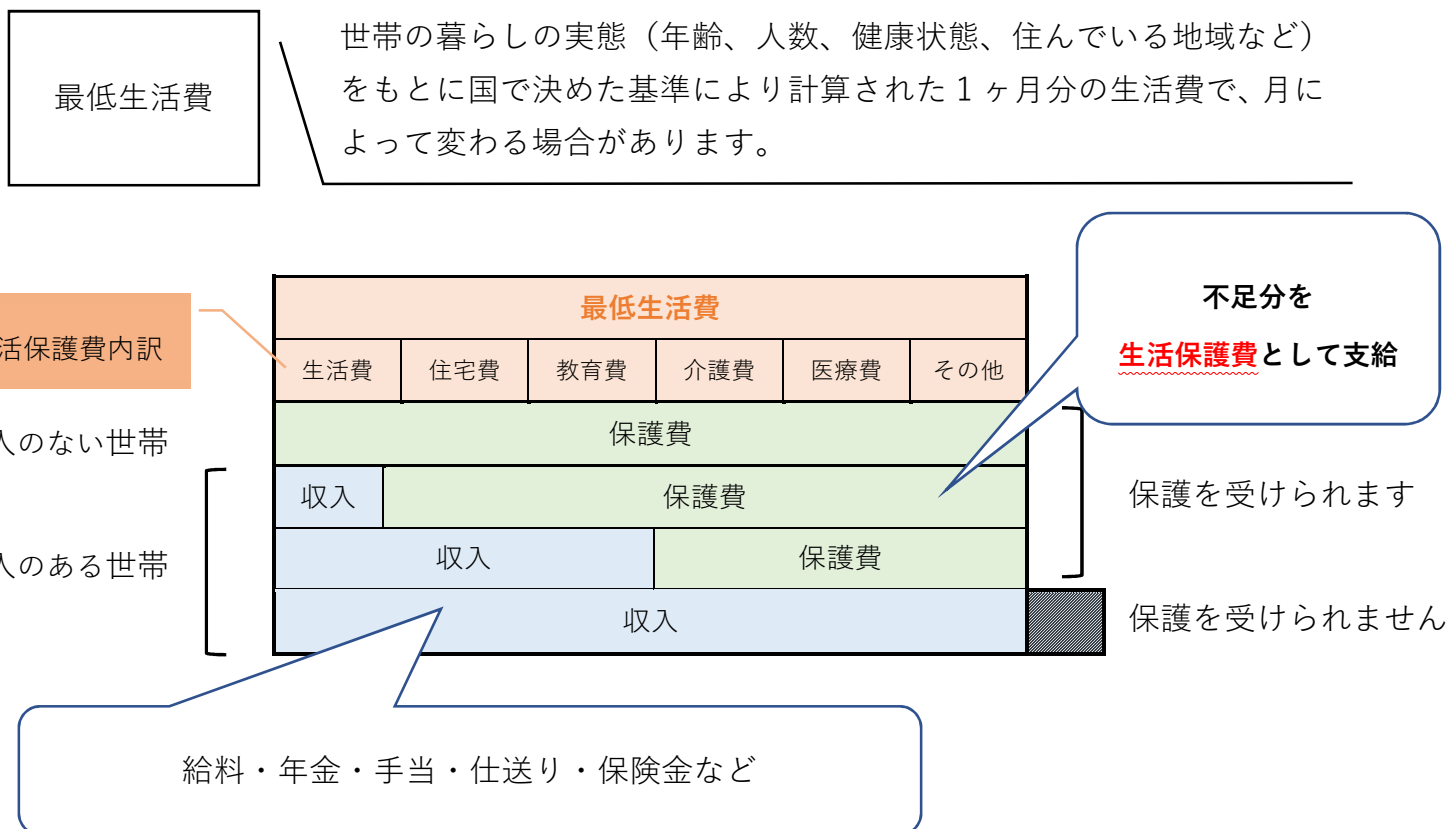
保護を受けることは国民の権利ですから、生活に困っているときは一定の要件のもとにだれでも受けることができます。生活保護は原則として世帯（一緒に生計を立てて暮らしている方全員）を単位として行います。

世帯のみなさんが、利用できる資産や能力などあらゆるものを活用することが前提です。また、親族等から援助を受けることができる場合は、生活保護に優先します。

## 生活保護を受ける前に、していただきたいこと

- ① 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。
- ② 預貯金・生命保険・土地・家屋・自動車などは、原則として、解約、賃貸、売却するなどにより活用を図ってください。
- ③ 年金や手当など他の法律や制度で受けられる援助がある場合は、まず、それらを活用してください。
- ④ 親族などから援助を受けることができるときは、援助を受けてください。

そのうえで、**世帯全員の収入**と厚生労働大臣の定める基準で計算される**最低生活費**を比較して、**収入が最低生活費に満たない（不足する）場合**に、その**不足する額を保護費として支給**するしくみとなっています。



# ほご しゅるい 保護の種類と内容

**保護には、つぎの8つの扶助があり、必要に応じて支給されます。**

せいかつふじょ 生活扶助	食べ物、着るもの、光熱水費、介護保険料など日常生活に必要な費用
じゅうたくふじょ 住宅扶助	家賃、地代などの費用（支給には上限があります）
きょういくふじょ 教育扶助	教材代、給食費、学級費など義務教育に必要な費用
かigoふじょ 介護扶助	介護保険などにかかわる介護に必要な費用
いりょうふじょ 医療扶助	ケガや病気の治療をするための費用（医療費・通院交通費・コルセットなど）
しゅっさんふじょ 出産扶助	出産にかかる費用
せいぎょうふじょ 生業扶助	手に職をつけたり、仕事につくための費用や高校に通うための費用
そうさいふじょ 葬祭扶助	葬儀に必要な費用（支給には上限があります）

このほかに、一時的な需要に対応するため、以下のような扶助があります。ただし、一時扶助には一定の要件がありますので、担当者へ事前の相談が必要です。

## いちじふじょ 一時扶助

- 被服費 (1) ふとん、衣類（保護開始時や長期入院等から退院した際、ふとん類、衣類が全くないか使用できない場合）  
(2) 新生児のための産着、おむつなど  
(3) おむつ（常時失禁状態の人）
- 家具什器費 保護開始時や長期入院等から退院した際、持合せがない場合
- 移送費 転居、入退院、肉親の葬式などに行く交通費
- 住宅維持費 屋根、畳、水道設備、配電設備など家屋の補修をするとき
- 期末一時扶助 12～1月に保護を受けている人を対象に年越し代を支給
- その他 転居の際の敷金等、小中学校入学準備金など

# しんせい てつづ てつづ ご 申請の手続きと手続き後のながれ

## 申請の手続き

保護は申請によって行われます。生活にお困りの方は、社会福祉事務所（地域包括ケアセンター）、またはふくし総合窓口へご相談ください。なお、病気などでやむをえず、おこしいただけない場合は、親族の方におこしいただくか、電話で連絡いただければ係員がお伺いしてご相談に応じます。また、地域の民生委員もご相談に応じます。

## 手続き後のながれ

保護の決定のため、いろいろな調査を実施します。

- ・家庭訪問：生活状況などを把握するためにご自宅を訪問します
- ・資産調査：預貯金、保険、不動産などの調査を実施します。
- ・扶養照会：扶養義務者に対し、仕送り等の援助が可能か照会します。

※DVや虐待等でお困りの方は事前に必ずご相談ください。

- ・収入調査：年金等の社会保障の給付状況や、就労収入等の調査をします。
- ・その他：就労の可能性の調査をします。

# ほご かいし 保護が開始になったら

申請があった日から2週間以内（最長1ヶ月以内）に決定をします。受給が決定した場合には、申請日にさかのぼって受給開始となります。保護費の支給は、原則として、毎月5日までに、その月の分を預金口座へ振り込みます。

一日も早く自分自身の力で生活できるようになるための手助けなどを行う地区担当員（ケースワーカー）が家庭を定期的に訪問して相談に応じるとともに、保護費を生活の変化に応じて適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。（個人の秘密は固く守ります。）

# ほご う けんり ぎむ 保護を受けたときの権利と義務

## 権利

- 保護費に税金が課されたり、保護費が差し押さえられたりすることはありません。
- 正当な理由なく、保護費が支給されなくなったり、減らされたりすることはありません。

## 義務

- 節約に努め、計画的な暮らしを心がけてください。
- 働ける人は能力に応じて働かなければなりません。
- 病気の方は医師の指示を守り、早くその病気を治すように努めてください。
- 保護を受ける権利を他人にゆずること、借金の担保とすることはできません。
- 借金は、しないでください。
- 南砺市社会福祉事務所が行う指導・指示に従ってください。
- 生活や収入の変化など、必要な届け出を行ってください。

## 相談窓口

なんとししゃかいふくしじむしょ ふくしかせいかつふくしかかり  
南砺市社会福祉事務所（福祉課生活福祉係）

〒932-0293 南砺市北川 166 番地 1（南砺市地域包括ケアセンター内） ☎0763-23-2009

ふくし そうごうまどぐち 総合窓口

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地（福光庁舎 1 階） ☎0763-23-2032